

定例監査の結果

1 監査の期間

令和7年1月27日から令和7年2月14日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

建設部 土木課、河川港湾課

(2) 対象期間

令和6年4月1日から令和7年2月14日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告

保有個人情報の管理について、不適切な事例は認められなかった。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 土木課

ア 契約事務

(ア) 起案伺いの施行日と契約書及び委託書の日付が一致していないものが散見された。 【文書事務の概要】

イ 文書事務

(イ) 3日以内に出張復命が行われていないものがあった。 【服務規程第17条】

(イ) 出張命令及び復命について、決裁区分誤りが散見された。 【決裁規程別表第1】

(2) 河川港湾課

ア 文書事務

(ア) 起案文で、総務課長に承認を受けている公印使用において、公印使用承認が選択もれであった。 【公印規則第10条】

(イ) 出張命令について、決裁区分誤りが散見された。【決裁規程別表第 1】

(ウ) 3 日以内に出張復命が行われていないものがあった。【服務規程第 17 条】